　第１１号議案

　　品川区職員定数条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区職員定数条例の一部を改正する条例

　品川区職員定数条例（昭和５０年品川区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

　第２条第１項中「２，５０３人」を「２，５４１人」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第２条第１項の定数を超える員数については、７０人を限度として令和４年３月３１日までは定数外とする。

　（説明）児童相談所の開設準備および行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う必要がある。